

# 税の申告が始まります

「申告期間」2月17日(月)～3月16日(月)

令和元年分の所得税の確定申告、令和2年度の市県民税の申告が始まります。

**市役所本庁舎改修工事のため、市役所での申告相談は行いません。**  
会場等が例年と異なりますので、ご注意ください。

## ●市県民税申告・確定申告相談 〇 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

不動産や株の譲渡所得、配当所得、退職所得や繰越損失等の分離申告および住宅借入金等特別控除は、下記の会場では受けられません。厚狭税務署へお問い合わせください。

会場	日程	相談時間
商工センター 2階大会議室	2月17日(月)～3月16日(月) (水・土・日曜日・祝日は除く)	9:30～17:00 (受付9:00～15:30)
スマイルキッズ 2階多目的室・研修室	2月19日(水)・26日(水) 3月4日(水)・11日(水)	
有帆公民館 会議室	2月19日(水)	9:30～14:00 (受付9:00～13:00)
本山公民館 研修室	2月21日(金)	
赤崎公民館 研修室	2月26日(水)	9:30～17:00 (受付9:00～15:30)
埴生公民館 2階大講堂	3月4日(水)	
厚狭地区複合施設 2階第1研修室	3月11日(水)・12日(木)	

※スマイルキッズは休館日を利用した相談会場となりますので、通常の施設利用はできません。  
※今年度は施設の関係上、申告書作成コーナー(インターネット利用端末)はありません。

## ●所得税申告・確定申告相談 〇 厚狭税務署 (☎ 72-0180)

会場	日程	相談時間
厚狭税務署	2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日・祝日は除く)	9:00～17:00 (受付8:30～16:00)

申告に必要なもの

- ①印判 (スタンプ印は不可)
- ②給与や公的年金等の源泉徴収票等  
事業や農業、不動産等の収入がある人は、必ず収支内訳書を作成してください。
- ③個人番号カードまたは通知カード + 本人確認書類 (運転免許証、パスポート等)
- ④控除を受ける場合に必要な書類
  - ・医療費控除：医療費の支払額、保険等で補てんされる金額を記入した医療費控除の明細書※明細書は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、厚狭税務署、税務課、山陽総合事務所、各支所、出張所にも備え付けています。
  - ・社会保険料控除：国民年金・国民健康保険等の支払を証明するもの
  - ・生命保険料控除・地震保険料控除：支払保険料の控除証明書
  - ・障害者控除：障害者手帳、要介護による市の認定書等
  - ・寄附金控除：寄附金の領収書
- ⑤申告対象者の口座内容がわかるもの (通帳等) (還付を受ける場合)

